

北名古屋市監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和5年3月13日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進

北名古屋市監査委員 ま み や 文 枝

財政援助団体等監査の結果について

1 監査の対象

社会福祉法人ゆたか福祉会あかつき共同作業所（以下「あかつき共同作業所」という。）における財政的援助に係る出納その他の事務で、主として令和3年度執行の事務

2 監査の期間

令和4年12月14日から令和5年1月27日まで

3 監査の概要

当該監査対象団体（あかつき共同作業所）を所管している福祉部社会福祉課及び同団体関係者から監査資料及び関係書類等の提出を求め監査し、説明を聴取して、当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかどうかを主眼として、監査を実施した。

4 監査の結果等

監査を実施した範囲において、社会福祉課及びあかつき共同作業所の当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行処理状況については、概ね適正に行われていると認められた。なお、一部においては是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

監査対象団体（あかつき共同作業所）の概要及び補助金並びに監査の結果については、次のとおりである。

(1) 監査対象団体の概要

【設立】

ア 社会福祉法人ゆたか福祉会 名古屋市南区泉楽通4丁目5番地3

昭和47年設立

イ あかつき共同作業所 北名古屋市鹿田西村前92番地

平成3年4月1日 社会福祉法人ゆたか福祉会の障害者支援施設として開所

【開所の目的】

ア 障害のある人の「働く場」、「発達の間」の保障

イ 障害のある人への支援の充実

ウ 無認可から認可施設となることによる運営の安定化

エ 親亡き後も障害のある人が地域で安心して暮らせる場を作る。

【定員・職員数】

定員：30人 職員数：23人

【事業内容】

生活介護事業（生産活動）、日中一時支援

(2) 補助金

ア 根拠法令

- ・北名古屋市社会福祉法人の助成に関する条例
- ・北名古屋市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則
- ・北名古屋市障害者福祉サービス事業所運営費等補助実施要領

イ 助成の種類と推移

（単位：円）

年度 \ 助成の種類	事業運営に対する補助金
令和4年度	3,051,000
令和3年度	3,201,000
令和2年度	3,201,000
令和元年度	2,943,000
平成30年度	3,378,000

補助対象経費：補助対象事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、備品購入費等の事業の運営に係る費用
＊補助金充当先は主に人件費

(3) 監査の結果

＜あかつき共同作業所＞

交付した補助金額に影響はなかったが、助成申請において、職員体制加算を計算するための北名古屋市障害福祉サービス事業所運営費等補助実施要領別表に定める「15 日以上在籍した常勤換算方法による直接処遇職員の平均の数」の根拠となる職員個別の数値に誤りが散見された。

＜所管課：社会福祉課＞

ア 助成申請時に提出を受けた通所事業所運営費補助明細書の職員配置体制人数が、別添の職員配置体制を算出した表の人数と合致していないまま受領していた。

イ 事業実績報告書に添付された収支決算書等は、評議員会の承認前であるため、事後に承認後の収支決算書等の提出を受けることが決裁されているが、その承認後の収支決算書等の提出がなく、また、提出要請もしていなかった。